

平成28年度群馬県立中央中等教育学校入学者選抜実施要項

群馬県立中央中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の平成28年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

1 応募資格

次の（１）、（２）のいずれにも該当する者とする。ただし、他の国公立学校へ出願している者は、応募資格がないものとする。

（１）平成28年3月に、小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校」という。）を卒業見込みの者

（２）保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）とともに県内に居住する者（入学日までに、保護者とともに県内に居住することが確実な者を含む。）

2 募集定員

男 60人 女 60人

3 出願手続

（１）志願者は、入学願書等受付期間に、提出書類等を、中等教育学校長宛て、簡易書留郵便（高崎京目郵便局留）により郵送する。

（２）入学願書等受付期間は、平成27年12月16日（水）から12月31日（木）とし、期間内の消印有効とする。

（３）提出書類等は、各1部を、所定の出願用封筒（様式6、14ページ）に入れて郵送する。

提出書類等	備 考
入学願書及び受検票 (様式1-1及び1-2、 5ページ～)	・ 所定の用紙を使用する。 ・ 写真欄（2か所）に、志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽で平成27年10月1日以降に撮影したもの。カラー、白黒いずれも可。）を貼る。 ・ 受検料欄に、群馬県収入証紙（群馬県証紙）または領収済証明書（様式3、9ページ参照）を貼る。
志願理由書 (様式2、8ページ)	・ 所定の用紙のほか、要項からのコピーまたは群馬県のホームページから印刷した用紙を使用してもよい。
調査書 (様式4、10ページ)	・ 志願者の在籍する小学校長が作成の上、厳封したもの。
受検票返送用封筒 (様式5、13ページ)	・ 所定の封筒を使用する。 ・ 送付先を明記し、450円分の切手を貼る。

(4) 入学願書等は、志願者を対象に、次のとおり配布する。

ア 配布書類等

- ① 入学願書及び受検票（様式1-1及び1-2、5ページ～）
- ② 志願理由書（様式2、8ページ）
- ③ 県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）（様式3、9ページ）
- ④ 受検票返送用封筒（様式5、13ページ）
- ⑤ 出願用封筒（様式6、14ページ）

イ 配布期日、場所等

- ① 平成27年10月24日（土）に開催予定の中央中等教育学校オープンスクールで配布する。詳細は、学校のホームページ等で知らせる。
- ② 平成27年10月26日（月）から12月15日（火）まで、休業日を除き、下記の機関にて配布する。配布の受付は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
高校教育課（前橋市大手町1-1-1 群馬県庁23階）
中部教育事務所（前橋市上細井町2142-1 前橋合同庁舎内）
西部教育事務所（高崎市台町4-3 高崎合同庁舎内）
吾妻教育事務所（吾妻郡中之条町大字中之条町664 中之条合同庁舎内）
利根教育事務所（沼田市薄根町4412 利根沼田振興局内）
東部教育事務所（太田市西本町60-27 太田合同庁舎内）
中央中等教育学校（高崎市新保田中町184）

※ 中央中等教育学校については、生徒の安全及び防犯等の都合上、自家用車やバイクの乗入れ及び周辺道路への駐車ができません。

(5) 受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

ア 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、2,200円分の群馬県収入証紙を、「入学願書」に貼る。群馬県収入証紙の販売店舗等については、群馬県のホームページ（「暮らし・環境」>「税金・証紙」>「証紙」>「証紙売りさばき所」）を参照する。

イ 払込書による場合は、「県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）」（様式3、9ページ）に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で2,200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼る。

(6) 調査書の作成については、日数を要するため、志願者は、早めに、在籍する小学校長（以下「小学校長」という。）に申し出て、調査書の受取について指示を受けること。

なお、小学校長は、調査書の作成に当たっては「調査書の作成について」（別記、11ページ～）を参照する。

(7) 中等教育学校長は、入学願書等を受け付けた場合には、「受検票」（様式1-2、6ページ～）を、平成28年1月8日（金）に、志願者宛てに郵送する。

志願者は、1月12日（火）までに受検票が届かない場合には、中央中等教育学校事務室（027-370-6663）に問い合わせる。

なお、志願状況については、1月15日（金）に、群馬県のホームページ（「子育て・教育・文化・スポーツ」>「学校・入試」>「入試情報」）で公表する予定である。

(8) いったん受領した出願書類及び受検料は返還しない。

(9) 簡易書留郵便の受領証については、受検票が届くまで大切に保管しておくこと。

4 県外からの出願

- (1) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情により、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な者が出願を希望する場合には、出願に先だって、中等教育学校長の承認を得なければならない。
- (2) 出願希望者は、要項からのコピーまたは群馬県のホームページ（「子育て・教育・文化・スポーツ」>「学校・入試」>「入試情報」）から印刷した「群馬県立中等教育学校出願承認申請書」（様式7、15ページ）に小学校長の証明を受け、事由を証明する資料を添えて、中等教育学校長に郵送しなければならない。提出期間は平成27年11月16日（月）から11月30日（月）とし、期間内の消印有効とする。
- (3) 中等教育学校長は、「群馬県立中等教育学校出願承認申請書」が提出された場合には、その可否について速やかに出願希望者に通知する。なお、通知書の様式は特に定めない。
- (4) 事由を証明する資料については、次のうちのいずれかとする。
ア 入学日までに新築した住宅に一家転住する場合は、建築許可に関する書類の写し
イ 入学日までに賃貸住宅等に一家転住する場合は、賃貸契約を証明する書類の写し
ウ 入学日までに保護者の転勤が明らかで、転居先が未定の場合については、保護者の所属長の転勤証明書（写しも可）
エ その他、やむを得ない事情がある場合は、その事由を証明するもの
- (5) 中等教育学校長から出願を承認された場合は、「3 出願手続」（1ページ～）に従って出願する。海外からの出願の場合は、日程や郵便料金等に留意の上、必要に応じて中等教育学校長と相談すること。

5 選抜検査等

(1) 適性検査等

受検生は、次の検査を受けなければならない。

ア 適性検査Ⅰ

問題解決能力、思考力、判断力等の多様な能力をみる。

イ 適性検査Ⅱ

与えられた資料等について、考えたことや感じたことをまとめて表現する力をみる。

ウ 面接

(2) 検査会場

検査会場は、群馬県立中央中等教育学校とする。

(3) 検査日程等

実施日 平成28年1月23日（土）

時 間	8:10 ～ 9:00	9:05 ～ 9:20	9:30 ～10:15	10:35 ～11:20	11:20 ～12:35	12:35 ～12:45	12:45～
検査等	受 付	諸連絡	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ	昼食等	諸連絡	面 接

(4) 携帯品

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、上履きとする。

なお、辞書機能等のある腕時計や携帯電話等の持ち込みは認めない。その他の携帯品については、必要に応じて中等教育学校長が定める。

(5) 配慮事項

検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別の配慮を必要とする場合、保護者は、必ず事前に小学校長を通して、中等教育学校長に相談する。

また、検査実施日にインフルエンザ様症状のある場合、保護者は、必ず中等教育学校長に連絡して指示を受ける。

6 選抜方法

(1) 中等教育学校長は、調査書及び検査の結果を総合して、選抜を行うものとする。なお、選抜の方法は、「選抜方法等」(別表、19ページ)による。

(2) 中等教育学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、厳正を期するものとする。

7 合格者の発表

中等教育学校長は、合格者の受検番号を、平成28年2月1日(月)午前10時にWebページに掲載するほか、午後1時に校内で掲示する。

8 入学予定者の手続

(1) 合格者の保護者は、平成28年2月1日(月)、2日(火)に中等教育学校長から、「合格通知書」(様式8、16ページ)及び「入学予定者証明書」(様式9、17ページ)の交付を受ける。受付時間は、2月1日(月)は午後1時～午後4時、2日(火)は午前9時～午後4時とする。なお、受検票を持参すること。

(2) 入学予定者の保護者は、中等教育学校に入学する旨を、速やかに小学校長に申し出ること。また、平成28年2月5日(金)までに、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、「入学予定者証明書」を添えて、中等教育学校に入学する旨を届け出なければならない。

なお、市町村教育委員会から別途指示がある場合は、それに従う。

(3) 入学予定者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、「入学辞退届」(様式10、18ページ)に小学校長の下承を受け、「入学予定者証明書」とともに、速やかに中等教育学校長に提出しなければならない。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に県教育委員会教育長が定める。